

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県及び飯塚市

2 構造改革特別区域の名称

飯塚アジア I T 特区

3 構造改革特別区域の範囲

飯塚市の区域の一部（旧飯塚市の全域）

4 構造改革特別区域の特性

飯塚市は、I T 分野における大学、研究機関、産業支援機関、企業等の集積を生かして、I T 産業の拠点化を図る飯塚トライバレー構想を産学官一体となって推進する等 I T 産業の振興に取り組んでいる。

また、九州工業大学が中国や韓国等の大学と当該分野での共同研究を積極的に展開するとともに、地元 I T 企業とアジア企業との業務提携等も活発化するなど、アジアとの連携が強化されてきている。

このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなど I T 関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や外国企業の進出、産学連携の推進、情報処理技術者試験等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担う I T 関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。

(1) 情報関連(I T)産業を中心とする新産業創出に適した環境

飯塚市は、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部（平成 16 年 4 月 1 日から改組。それまでの間、近畿大学九州工学部。以下同じ。）等の大学、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関及び地元関係企業等、産学官連携による情報産業都市づくりを目指している。また、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチが開設される等、世界のトップレベルの研究者による新産業創出に向けた研究開発が実施されている。

なお、飯塚市は、人口比で県内一の理工系学生及び研究者（約 5 0 0 0 人、人口比約 6 %）を誇っている。

(2) 両政令指定都市との連携

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、県土軸の交差する要衝地である。また、福岡、北九州両政令指定都市と近接していることから、福岡・北九州両地域と連携して、アジアにおけるシステムLSI設計開発拠点化をめざすシリコンシーベルト福岡プロジェクトを産学官一体となって推進している。

(3) 創業しやすい街

飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業約40社が設立されている。

(4) e-ZUKA TRY VALLEY構想

（「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業のその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」参照）

平成15年4月に開業したインキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターを核（ハード施設）として、情報関連企業などの新産業の創出を図る飯塚トライバレー構想に産学官一体となって取り組んでいる。

(5) アジアとの連携

九州工業大学においては、経済産業省・九州経済産業局が推進している環黄海地域との国際交流（環黄海経済・技術交流会議）の一環として、韓国の大学との研究交流協定により、脳型ロボット用ITに関する共同研究を実施しているのはじめ、中国の4大学、韓国の4大学等と学術交流協定による共同研究等を行うなど、アジアとの研究交流を積極的に実施している。

また、産業界においても、地元IT関連中堅企業と中国のソフト開発関連企業等との業務提携等が活発化するとともに、地元ベンチャー企業が、平成14年6月からアジアを対象とする国際電子商取引市場である「e-アジアマーケットプレイス」のサイト運営を行う等、アジア諸国との連携が強化されてきている。

本地域は、以上のような地域特性を有しており、この特性を生かす規制の特例を実施することにより、産学官連携による新産業の創出が推進され、IT分野におけるアジアのビジネス拠点として地域経済の活性化を図ることが可能な地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

飯塚アジアIT特区は、IT分野における大学、産業技術支援機関、民間の研究機関等の高度な集積を有し、アジアとの連携を強化しつつある本地域の特性を最大限に生かして、アジアにおける情報関連産業の一大拠点を形成することを目的としている。

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I D C 機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備や J A V A 関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出、情報処理技術者試験等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入による I T 産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

なお、本計画の推進にあたっては、アジアビジネスの拠点を目指す福岡アジアビジネス特区との連携を図っていくこととする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本地域は、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部等の理工系大学、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンター（第 3 セクター）等の産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチ等の民間の研究機関等の高度な集積を最大限に生かして、情報関連を中心とした新産業を創出するための様々なプロジェクトに取り組んでいる。

更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行うとともに、中国での人的ネットワークを生かし、中国企業と地元企業との連携も推進しているところである。また、市独自にインキュベーション施設入居者に対する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に行うとともに、産業支援機関による高度情報処理技術者の養成や起業家育成に向けた人材事業を実施する等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。

一方、九州工業大学の中国、韓国の大学との学術交流協定に基づく共同研究や地元 I T 関連企業と中国企業との業務提携、地元ベンチャー企業のアジア向け国際電子商取引サイトの開設等、アジアとの連携強化に向けた積極的な動きが出てきている。

このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進、外国企業の進出促進並びに情報処理技術者試験に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等の I T 分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（I T）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響

飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出及び情報処理技術者の育成・集積を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以下、平成15年から5年間の推計)

ベンチャー企業数	約	70	社
〃 〃 従業員数	約	600	人
〃 〃 売上高	約	45	億円

(内訳：ベンチャー企業数については、年間14社の起業が5年間続くことにより70社、同従業員数については、年間120人の新規雇用が生まれることにより、5年間で600人、同売上高については、年間9億円の新規増が5年間発生することにより45億円の増加を予定しているところ。)

8 特定事業の名称

- 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503)
- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)
- 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507)
- 「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」(1131 (1143))
- 「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」(1132 (1144))

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)飯塚トライバレー構想の推進

新産業の創出に向けて、既存の研究開発関連施設及びインキュベーション施設であるトライバレーセンター等のハード施設を活用しながら、産学官連携、ベンチャー支援、企業誘致・案件創出(仕事の創出)及び人材育成の4つの柱に基づき、各種ソフト事業を実施し、情報関連を中心とした産業のクラスター(集積)を図っていこうとするもの。

(以下、具体的プロジェクト等を例示)

①飯塚トライバレーセンターの整備

新産業を創出するためのインキュベートルーム（19室）、ミーティングルーム（5室）、コンサルティングルーム（1室）、研修室（2室）及び民間のIDC施設等から構成されており、ベンチャー企業やその予備軍を支援する施設。また、同センターはIT仕様とし、光ファイバーを敷設している。

なお、同センターは平成15年4月1日に開業した。

②各種ソフト事業

・産学官連携事業

九州工業大学のコーディネーター（シーズ中心）と産業技術支援機関である財団法人飯塚研究開発機構のコーディネーター（ニーズ中心）の連携を強化し、新産業の創出（マッチング）を推進するための定期会議の開催、九州工業大学設備の民間開放 等

・ベンチャー支援

アドバイザー等の採用によるインキュベート機能の充実（15年度から実施）等

・人材育成

サンマイクロ・システムズ社認定のJ A V A研修の実施（14年度から）、初級システムアドミニストレータ講座及び基本情報技術者講座（基本コース・経験者コース）の開設（平成18年度から） 等

・企業誘致・案件創出（仕事の創出）

ベンチャー企業の首都圏での事業活動拠点の確保 等

(2)九州工業大学インキュベーション施設の整備(トライバレーセンターと連携)

ハッチェリー機能（起業家育成機能）を併せ持つインキュベーション施設を九州工業大学情報工学部敷地内に整備（平成16年4月開業予定）。

(3)ITビジネスモデル地区構想の推進(平成15年4月4日 総務省から地区指定済)

ITビジネスにとっての魅力的な環境を先行的に実施することにより、ITビジネスの集積を図り、ITビジネスの地域展開モデルの構築及びそれによる地域の活性化を図るため、福岡県及び福岡市と共同で平成15年度から各関連事業を実施予定。

具体的には、(株)福岡ソフトウェアセンター（第3セクター）の人材育成研修事業及び(株)麻生情報システムの高齢者、福祉対策のアプリケーションの開発を平成15年度から実施。

(4)シリコンシーベルト福岡(システムLSI設計開発拠点化)

福岡県に集積するシステムLSI設計開発の知的集積、産業集積を核にアジア地域の中核となる設計開発拠点を目指す構想。具体的な事業としては、人材育成、研究開発・ベンチャー支援、システムLSI関係者やユーザーの交流、連携促進等を実施している。

(5)フクオカベンチャーマーケット

ベンチャー企業と投資家等（証券会社、ベンチャーキャピタル、銀行、公認会計士

グループ、ベンチャー支援グループ、商社、メーカー)とのマッチングの場として「フクオカベンチャーマーケット(FVM)」を設置し、ベンチャー企業が民民ベースで資金や技術、販路等を調達できるシステムの整備をする。

【実績・成果】

○毎月20社がプレゼン

○平成15年8月までに46回開催、延べ779社がプレゼン。

内訳：県内企業436社、県外企業306社、海外企業37社

(韓国19社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、

シンガポール1社、中国1社、米国1社)

○平成15年7月までのプレゼン企業767社のうち、

商談及び商談中の企業 449社(65.1%)

(6)地域ファンドの創設

地域の機関投資家の参加を募り、地域ぐるみでのベンチャー育成の土壌を作り上げることにより、地元ベンチャー・中小企業への安定的資金供給を目的として、地域に密着した直接金融制度を創設するもので、早期の設立を目指している。投資案件はフクオカベンチャーマーケット等のネットワークを活用して発掘していく。

投資スタッフは、ベンチャー企業の経営に対して日常的に適切なアドバイス(資本政策、経営戦略、人材確保、販路拡大、株式公開など)を行うことにより、投資対象ベンチャーに対する積極的サポート体制を確保する。

(7)その他

① 地方税の特例措置

特区内の特定の事業・業種に対し、法人事業税、不動産取得税等の減免措置を検討する。

② 特区推進体制等の整備

本計画の実施にあたり、産学官連携を図りながら、特定事業及び関連事業の実施、広報、新規の規制緩和等に関する意見・情報交換を行うことを目的として、行政、大学、経済団体、産業支援機関等で構成する「飯塚アジアIT特区推進協議会」を平成15年7月18日に組織した。

また、福岡県福岡市の「福岡アジアビジネス特区」及び福岡県久留米市の「久留米アジアバイオ特区」と相互に連携し、相乗効果を発揮するために、「福岡県アジアビジネス特区推進連絡協議会」を平成15年8月8日に設立した。

これらの推進体制の整備により、特区計画の実効性の確保と目標達成のため万全の取り組みを行う。

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）

2 規制の特例措置を受けようとする者

次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設において、IT分野並びにIT産業のクラスター（集積）に関する研究を行う業務に従事する外国人研究者及びその配偶者または子

- ・ 国立大学法人九州工業大学
- ・ 近畿大学産業理工学部（平成16年4月1日から改組。それまでの間、近畿大学九州工学部。以下同じ。）

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

（1）次に掲げる機関・施設においてITの分野並びにIT産業のクラスター（集積）に関する研究を行う業務に従事する外国人研究者の受入促進

分野名	機関名	施設名	所在地	概要
IT	国立大学法人九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科
産業集積関連	近畿大学	産業理工学部 経営コミュニケーション学科 (平成16年3月31日まで経営情報学科)	飯塚市大字柏の森11-6	経営・技術、産業集積、国際ビジネス関連研究
IT		産業理工学部 電気通信工学科、情報学科 (平成16年3月31日まで電気情報工学科、経営情報学科)		電気・電子、情報通信、ソフトウェア開発・設計関連研究

（2）事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

(特区法15条1項1号及び2号に該当することを判断した根拠を示す内容)

昭和62年に開設された九州工業大学情報工学部は、知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科を有する全国初の情報工学部で、特区内におけるIT分野の「中核となる施設」となっている。

また、昭和41年に開設された近畿大学産業理工学部は、理工系大学でありながら「文理シナジー」の発想により経営学(産業集積)に関する学科や研究者が充実した大学であり、特区内におけるIT産業のクラスター(集積)に関する研究分野の「中核となる施設」となっている。

さらに、特区内には福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター(近畿大学分子工学研究所)、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチ等の研究機関、さらに飯塚トライバレー構想に基づき、中核的インキュベーション(民間のIDCセンター機能をも併せ持つ)施設である飯塚トライバレーセンターが立地するなど関連研究施設や情報関連施設が集積しつつあり、今後ともその集積は高まることと見込まれる。

なお、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化しており、現在、九州工業大学卒業生(アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む)等によるベンチャー企業約40社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動はこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置を受けようとする者

次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子

- ・ 国立大学法人九州工業大学
- ・ 近畿大学産業理工学部（平成 16 年 4 月 1 日から改組。それまでの間、近畿大学九州工
学部。以下同じ。）
- ・ 有限会社マルテック

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理。

(外国人研究者受入れ促進事業)

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
国立大学法人九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科	特定研究活動（当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。）
近畿大学	産業理工学部 経営コミュニケーション学科（平成 16 年 3 月 31 日まで経営情報学科）	飯塚市大字柏の森 11-6	経営・技術、産業集積、国際ビジネス関連研究	特定研究活動（当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。）

	産業理工学部 電気通信工学科、 情報学科(平成 16年3月31日ま で電気情報工学 科、経営情報学 科)		電気・電子、情報通 信、ソフトウェア開 発・設計関連研究	
--	--	--	------------------------------------	--

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
有限会社マルテック (代表取締役社長 林維毅) (住所 飯塚市大字川津 216-1-105)	ソフトウェア開発、ネットワーク機器開発	特定情報処理活動 (当該外国人の配 偶者又は子とし ての活動を含む)

(2) 事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

飯塚市は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生(アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む)などによる起業活動が活発に行われているなど、IT産業を中心とした新産業創出に非常に適した環境にあり、トップレベルの外国人研究者による新産業創出並びに産業集積関連の研究開発がなされることにより、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部及び情報処理関連ベンチャー企業における研究等の活発化、産学連携の促進による地域経済の活性化が期待される。

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 規制の特例措置を受けようとする者

当該特区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・有限会社マルテック

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 次に掲げる事業所において業務に従事する外国人情報処理技術者の受入の促進

事業所名	所在地	概要
有限会社マルテック	飯塚市大字川津 216-1-105	ソフトウェア開発 ネットワーク機器開発

(2) 事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

(特区法第 22 条第 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を示す内容)

一、昭和 6 2 年に開設された九州工業大学情報工学部は、より実践的な教育や研究を行うため、知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科を全国で初めて整備した学部である。

また、特区内には福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター、飯塚ランチ等の研究機関、さらに飯塚トライバレー構想に基づき、中核的インキュベーション（民間の IDC センター機能をも併せ持つ）施設である飯塚トライバレーセンターが立地するなど関連研究施設や情報関連施設が集積しつつある。

一方、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるも

のを含む)等によるベンチャー企業約40社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

なお、これらの大学や関連研究施設と事業所の相互の連携を図り、飯塚トライバレー構想を推進するため、産学官をメンバーとした「飯塚トライバレー委員会」を設置し、産学官連携の強化に取り組んでおり、特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれると判断される。

二. 特区内の情報処理関連中堅企業と中国のソフト開発関連企業等との業務提携等が活発化するとともに、地元ベンチャー企業が、平成14年6月からアジアを対象とする国際電子商取引市場である「e-アジアマーケットプレイス」のサイト運営を行うなど、アジア諸国との連携が強化されてきており、アジアビジネスの一翼を担う情報関連産業の拠点の形成に向けた動きが活発化してきている。このように、大学や関連研究施設との連携による国際的活動を前提とした情報処理関連のベンチャー企業の設立が活発化しており、アジアを中心とした高度な技術、知識を有する外国人情報処理技術者に対するニーズが高まっている。

このような環境のもと、外国人情報処理技術者が、特区内の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を、在留期間が延長されることにより長期的視点で行うことが可能となり、本特例を活用することによって継続的にITベンチャー企業の集積が加速され、ひいては、IT関連企業のクラスター(集積)化が促進されることにより、特区内における情報処理産業の発展に貢献するものと判断される。

別 紙

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143））

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社福岡ソフトウェアセンター

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画認定後直ちに

4 特例事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり

※認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座を7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ①修了認定に係る試験は、当該講座ごとに2回実施し、実施日は、独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- ②修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。
- ③試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- ④修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置

本特例措置は、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、講座修了

を認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。

本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながり、IT関連産業に必要な人材育成・能力開発を行うことができるとともに、地域経済の活性化を図るものである。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県及び本市が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。

2-2 規制の特例措置を受ける主体の特定状況

①主体が既に特定されている場合

名称	株式会社福岡ソフトウェアセンター 代表取締役社長 関 弘文
住所	飯塚市大字幸袋526-1
概要	【設立】 平成5年4月 【資本金】 10.4億円 【従業員数】 7人 【事業内容】 人材育成事業（高度IT人材育成事業、職業訓練）、開発斡旋事業、 実践指導事業

4 法4条3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	株式会社 福岡ソフトウェアセンター (代表者：代表取締役社長 関 弘文) (住 所：飯塚市大字幸袋526-1)
意見を聴いた日時	平成17年9月6日
意見を聴いた方法	平成17年9月6日、株式会社 福岡ソフトウェアセンターセンターを訪問し、総務部長に飯塚アジアIT特区計画の概要について説明し、情報処理技術者試験の特例の活用について意見を聴いた。
意見の概要	○情報処理技術者の育成に係る講座開設に関連し、特定事業1131及び1132について、特区計画における適用希望があった。 ・飯塚市内で情報処理技術者の人材育成事業を行っており、ITベンチャー企業が集積しているという地域特性を活かして、特区制度を活用した公開講座を設置したい。 ・当社では、雇用能力開発機構や高等技術専門校の委嘱を受けて、職業訓練を行っており、卒業生の多くが市内企業に就職している。 ・公開講座の設置により、学生だけでなく市民や社会人などを対象にIT技術者を養成し、地域のIT産業の活性化に貢献したい。
意見に対する対応	上記意見を踏まえ、計画を作成。

別 紙

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1132 (1144))

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社福岡ソフトウェアセンター

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

特区計画認定後直ちに

4 特例事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

- ①基本情報技術者講座（基本コース） 別添資料1のとおり
- ②基本情報技術者講座（経験者コース） 別添資料2のとおり

※認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座を7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ①修了認定に係る試験は、当該講座ごとに2回実施し、実施日は、独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- ②修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。
- ③試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- ④修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置

本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められ

た教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、講座修了を認められた日から一年以内に基本情報技術者試験を受験する場合、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながり、IT関連産業に必要な人材育成・能力開発を行うことができるとともに、地域経済の活性化を図るものである。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県及び本市が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。